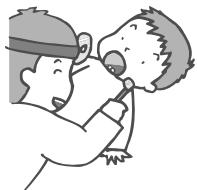




●こども家庭課 k-katei@city-ishikari.hokkaido.jp

●保健推進課 hokens@city-ishikari.hokkaido.jp



☎ 72-3124
問合せ
持ち物 母子健康手帳、歯ブラシ
場所 りんくる

日時・場所
① 4月1日(木)9時30分～17時
イオンスーパー・パーセンター石狩緑苑
台店(緑苑台中央1)

街頭献血

日時 4月14日(水)10時～15時
場所 りんくる
申込・問合せ 保健推進課
☎ 72-3124

対象 おおむね0歳～4歳児
※フッ素塗布は前回から6ヵ月経過後
日時 0・1・3歳代 4月21日
(木)10時～11時／2・4歳代 4月27日(火)10時～11時
過後

日時 4月14日(水)10時～15時
場所 りんくる
申込・問合せ 保健推進課
☎ 72-3124

対象 おおむね0歳～4歳児
※フッ素塗布は前回から6ヵ月経過
日時 0・1・3歳代 4月21日
(木)10時～11時／2・4歳代 4月27日(火)10時～11時
過後

歯科検診・フッ素塗布

就学前のお子さんの育児について、発達相談員、保健師がお子さんと一緒に遊びながら相談・アドバイス。

日時 4月14日(水)10時～15時
場所 りんくる
申込・問合せ 保健推進課
☎ 72-3124

対象 おおむね0歳～4歳児
※フッ素塗布は前回から6ヵ月経過

1、2日要することあり
問合せ こども家庭課
☎ 72-3128・各支所

こども発達相談

支払予定日 4月9日(金)
※金融機関から引き出すまでに
1、2日要することあり
問合せ こども家庭課
☎ 72-3128・各支所

児童扶養手当支払日

健康・福祉

成年健診相談
13ページをご覧ください。

初心者出前体育講座

体育協会は、講師を派遣して、市民の皆さんの健康体力づくりや、交流を深めるお手伝いをします。

日時 原則月曜～金曜の10時～17時
内容 ※休日除く
指導時間 1回2時間以内
費用 1時間千円 ※会場使用料など講座開催に必要な費用は利用者負担
申込方法 所定の申込書を希望日の20日前までに提出(ファクス、Eメール可)

対象 6ヵ月未満
日時 4月22日・5月20日・6月17日・7月22日・8月19日(すべて木曜)12時30分～13時 ※4カ月児健診と同日

【BCG】
対象 6ヵ月未満
日時 5月11日(火)～14日(金)～18日(火)～21日(金)～24日(月)～12時30分～13時 ※2回目の接種は6週間以上空けること

【ポリオ(小児まひ生ワクチン)】
対象 3ヵ月～90ヵ月未満(望ましい時期は18ヵ月まで)
日時 5月11日(火)～14日(金)～18日(火)～21日(金)～24日(月)～12時30分～13時 ※2回目の接種は6週間以上空けること

【成人追加接種(ポリオ)】
対象 昭和50年～52年に生まれた方

② 4月12日(月)11時～12時 厚田総合センター／14時～15時30分
浜益支所
③ 4月14日(水)9時～14時 石狩新港機械金属工業協同組合(新港西3)／14時30分～17時 ピッグハウス花川店(樽川6・1)
問合せ 市献血推進協議会
☎ 72-3127

共通事項

費用 2千円
お勧めします
リオワクチンを接種するときは感染防止のために一緒に受けることをお勧めします

4月から変わります！

肝臓機能障害の一部が自立支援医療(更生医療)の対象に

原則1割負担で医療が受けられます。世帯の課税状況により負担上限月額が決まります。

対象 肝臓機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、肝臓移植や移植後の抗免疫療法を受ける方

申請方法 意見書(指定医が作成したもの)、健康保険証、身体障害者手帳、印鑑を持参し申請

※医療を受ける前に申請が必要。道立心身障害者総合相談所の判定が必要なため、決定まで3週間前後かかります

市民税非課税の方は障害福祉サービス等が無料に

対象 市民税非課税の障がい者・障がい児の保護者

対象サービス 障害福祉サービス(療養介護医療を除く)、障害児施設支援(障害児施設医療を除く)、補装具費の支給、地域生活支援事業(日常生活用具の給付等)

※対象者の方ですぐに障害福祉サービスを利用されている方へは、新しい受給者証を送付。手続き不要

※補装具・日常生活用具については4月1日申請分から適用

自立支援医療(精神通院医療)の申請手続きが変わります

更新申請時の診断書の提出が2年に1度になります。そのため、支給認定開始日(受給者証の有効期間開始日)が4月1日以降の場合に更新申請をされる際には、診断書の提出が原則不要となります。

※受給者証の有効期間はこれまで通り1年間です。毎年の更新手続きは必ず行ってください(手続きは有効期間終了日の3ヵ月前から)

手続きに必要なもの 印鑑、健康保険証(国民健康保険の方は加入者全員分)、現在お持ちの受給者証(更新の方)、所得課税証明(転入された方)、年金額が分かるもの(障害年金受給の方)、診断書(次年度更新時／再開申請時／病状の変化・治療方針の変更があった場合)

4月からいろいろ変わります。
詳しくはお問い合わせください。



